平成26年度中小企業庁委託事業

業種別 下請代金法・下請ガイドライン説明会

テキスト

平成26年度中小企業庁委託事業

業種別 下請代金法･下請ガイドライン説明会 テキスト

1. 下請適正取引等の推進のためのガイドラインについて

国は、親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図るため、業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（下請ガイドライン）を策定している。

平成26年5月末現在において、16 業種の下請ガイドラインを策定している。

① 素形材産業、② 自動車産業、③ 産業機械・航空機等産業、④ 繊維産業、⑤ 情報通信機器産業、
⑥ 情報サービス・ソフトウェア産業、⑦ 広告産業、⑧ 建設業、⑨ 建材、住宅設備産業、
⑩ トラック運送業、⑪ 放送コンテンツ産業、⑫ 鉄鋼産業、⑬ 化学産業、⑭ 紙、紙加工品産業、
⑮ 印刷産業、**⑯ アニメ産業**

それぞれの業種の特性に応じて、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）や独占禁止法上の問題となる行為の具体的な解説を行うとともに、望ましい取引事例（ベストプラクティス）を紹介し、その普及を図っている。また、平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、平成２５年度は14業種のガイドラインを改訂し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けて､消費税の転嫁を拒否する行為等に関する想定例や､法令上の留意点､その他の適正取引の推進に関する事項等を追加した。

【下請代金法上問題となる事例】

- 長期取引の場合には電話で注文を受け、注文書を送ってこない。（素形材）
- 注文を受け、生産に入っていたが、親事業者の都合により一方的にキャンセルされ、既に発生した費用は一切負担してもらえなかった。（紙・紙加工品）
- 下請事業者に一切利益がないにもかかわらず、親事業者から協賛金名目で一定率の金額を徴収されている。（印刷）

【望ましい取引事例（ベストプラクティス）】

- 下請事業者の経営状況のチェックに当たり、①財務状況の報告を強要しない、②報告書の作成に労力をかけさせない、③入手した情報は厳重に管理している（情報通信機器）
- 原料等の値上がりに伴う対応については、個別に下請事業者と協議を行っている。（化学）
- 単価決定の経緯が残されておらず、親事業者、下請事業者双方の合意に基づいたか不明であったため、取引毎に交渉メモを作成し整理しておくことを徹底。（鉄鋼）

また国は、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項として「ベストプラクティス集 」を作成している（中小企業庁ホームページを参照のこと。）。

2. 下請代金法のポイント

1 下請代金法の目的

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の「不公正な取引方法」のうち「優越的地位の濫用行為」に該当し、同法第19条の規定（事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない）に違反するおそれがある行為である。

優越的地位の濫用行為を独占禁止法により規制する場合は、
① 当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」
②「不当に不利益なものかどうか」
を個別に認定する必要がある。

独占禁止法によるこの認定手続には相当の期間を要し問題解決の時機を失するおそれがある上、親事業者と下請事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあり、結果として下請事業者の利益にならないことも考えられる。

このため、下請事業者の利益を確保するために、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続が必要とされ、「下請代金法」が制定された。

下請代金法は、違反行為の要件を明確化し、迅速かつ効果的に下請取引の公正化と下請事業者の利益の保護を図ろうとするものである。

2 親事業者、下請事業者の定義

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

※政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

３ 親事業者の義務、禁止事項、調査権、勧告等

a. 義務

- （ア）書面の交付義務（第３条）
- （イ）書類の作成・保存義務（第５条）

- （ウ）下請代金の支払期日を定める義務（第２条の２）
- （エ）遅延利息の支払義務（第４条の２）

b. 禁止事項

- （ア）受領拒否の禁止（第４条第１項第１号）
- （イ）下請代金の支払遅延の禁止（第４条第１項第２号）
- （ウ）下請代金の減額の禁止（第４条第１項第３号）
- （エ）返品の禁止（第４条第１項第４号）
- （オ）買いたたきの禁止（第４条第１項第５号）
- （カ）購入・利用強制の禁止（第４条第１項第６号）
- （キ）報復措置の禁止（第４条第１項第７号）
- （ク）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第４条第２項第１号）
- （ケ）割引困難な手形の交付の禁止（第４条第２項第２号）
- （コ）不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第４条第２項第３号）
- （サ）不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第４条第２項第４号）

公正取引委員会

調査・検査（第９条）

中小企業庁

措置請求（第６条）

当該下請取引に係る事業の所管省庁

ア　違反したときは50万円以下の罰金（第10条）

違反行為に対する勧告措置（第７条）

イ　下請事業者が被った不利益の原状回復措置
- （ア）受　領　拒　否…受領するよう勧告
- （イ）支　払　遅　延…支払うよう勧告
遅延利息（年14.6%）を支払うよう勧告
- （ウ）下請代金の減額…減じた額を支払うよう勧告
- （エ）返　　　　　品…返品したものを引き取るよう勧告
- （オ）買　い　た　た　き…下請代金を引き上げるよう勧告
- （カ）購入・利用強制…購入させた物を引き取るよう勧告
- （キ）報　復　措　置…不利益な取扱いをやめるよう勧告
- （ク）早期決済
- （ケ）割引困難な手形
- （コ）不当な利益の提供要請
- （サ）不当なやり直し等

（ク）～（サ）：下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採るよう勧告

ウ　その他必要な措置（例）
- ・本法遵法管理体制を確立するよう勧告
- ・本法遵守マニュアルの作成及び社内に周知徹底するよう勧告
- ・その他必要な再発防止措置を採るよう勧告

4 取引の内容等

（1）製造委託（第2条第1項）

第2条（定義）

この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

「製造委託」とは、事業者（製造業者のほか百貨店やスーパーなどの販売業者も含まれる。）が他の事業者に物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造（加工を含む。）を依頼することをいい、典型例としては請負契約に代表されるものであるが、その契約形態は問わない。

なお、製造委託の対象となるのは物品であり、不動産は含まれない。

製造委託は、製造する目的により次の4つの類型に分けられる。つまり、製造委託となる取引は、②親事業者、下請業者の定義を満たした上で、必ず次の4つの類型のうちのどれかに該当することになる。

① 販売の目的物である物品……**類型 1**
② 請負の目的物である物品……**類型 2**
③ 修理に必要な部品、原材料等……**類型 3**
④自社で使用・消費している物品で、自家製造しているもの……**類型 4**

（類型 1）物品の販売を業として行っている事業者が、その物品の製造・加工を他の事業者に委託する場合

事業者が「物品の販売」を業として行っている場合に、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造·加工を委託する場合で、組立外注（製品組立、完成品組立など）、加工外注（機械加工、プレス·板金·製缶加工など）、部品外注（ねじ、スプリングなど）、金型外注、製造工程中の検査·運搬等の作業外注などが含まれる。

また、販売する物品の附属品（取扱説明書・保証書、容器、包装材料、ラベルなど）の製造を委託する場合もこの類型に含まれる。

（類型 2）物品の製造・加工を業として請け負っている事業者が、その物品の製造・加工を他の事業者に委託する場合

事業者が「物品の製造・加工」を業として請け負っている場合に、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造・加工を委託する場合が該当する。

建築物など不動産の工事請負は、「物品」の製造ではないので、下請代金法の適用の対象とはならない。

（類型 3）物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合

他者から物品の修理を業として請け負っている場合、または自ら使用する物品を自ら業として修理している場合において、その修理に必要な特殊部品の製造又は加工を他の事業者に委託する場合が該当する。

（注）類型3の場合のみ、金型は対象としない。

（類型 4）自社で使用又は消費する物品を社内で製造・加工を業として行っている事業者が、その物品の製造・加工を他の事業者に委託する場合

事業者が、自ら使用する物品又は自ら消費する物品の製造・加工を業として行っている場合に、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造・加工を他の事業者に委託する場合が該当する。単に製造・加工する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っていることにはならない。

典型的なケースとしては、自家使用又は自家消費する工具・専用機械、製品の運送に使用する包装・梱包用物品などについて自家製造している場合に、当該工具、機械、物品又はその部品等を他の事業者に製造委託することが挙げられる。なお、発注する事業所では製造していなくても、他の事業所で当該物品を製造していれば「社内で」製造していることとなる。

（2）修理委託（第2条第2項）

第２条（定義）

２　この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

「修理委託」とは、物品の修理を業として請け負う事業者が、その修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に依頼する場合をいう。

なお「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいう。物品の「修理委託」は次の2つの類型に分けられる。

（類型 1）物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

例えば、自動車修理業者が請け負った自動車の修理を他の事業者に委託するような場合が該当する。

（注）実際の修理委託においては、下請事業者が現地に出向いて修理することがある。このような場合は物品の受渡し（納入）が発生しないことになるが、納入がないからといって修理委託に該当しないわけではないので注意が必要である。

（類型 2）自ら使用する物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合

事業者が「その使用する物品の修理」を業として行う場合、つまり、他から請け負うのではなく、自家使用する物品の修理を業として行っている場合に、その物品の修理の一部を他の事業者に委託する場合が該当する。

単に修理する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っていることにはならない。

（3）情報成果物作成委託（第2条第3項）

第2条（定義）

3　この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

「情報成果物作成委託」とは、消費者に提供する目的の情報成果物について内容等を指定して他の事業者に作成を依頼する場合や顧客から委託された情報成果物の作成を他の事業者に依頼することなどをいい、次の3つの類型に分けられる。

① 提供の目的である情報成果物の作成委託……**類型 1**
② 請負の目的である情報成果物の作成委託 ……**類型 2**
③ 自社で使用・消費している情報成果物で、自社で作成しているものの作成委託 ……**類型 3**

◆ 情報成果物とは

委託の対象となる「情報成果物」は、次のように定義されている。

① プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）
② 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

（類型 1）情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。この提供には、次のようなものが含まれる。

① 販売する物品等の付属品として提供される場合
② 制御プログラムとして物品に内蔵される場合
③ 商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計などを商品に化体して提供する場合

（類型 2）情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

事業者が、発注元（官公庁や他の事業者）から請け負った情報成果物の作成を他の事業者に委託する場合が該当する。

（類型 3）自らが使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

「事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行っている場合」とは、事業者が、自らの事業のために用いる情報成果物（例：広告宣伝物、社内で使用する会計用ソフトウェア、自社のホームページ）の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合をいう。例えば、社内にシステム部門があっても、他の事業者に作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを自社のシステム部門においては作成していない場合など、単に作成する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っているとは認められない。

（4）役務提供委託（第2条第4項）

第2条（定義）

4　この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

※ ただし、建設業（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業をいう。）を営む者が、業として請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合は下請代金法の対象とはならない。

対象となる役務についての定義はない。委託取引において、取引の目的が物品や情報成果物の形にならないその他のすべてのサービス（ただし、建設工事は含まない。）が対象になり得る。

（類型）役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

「（業として行う）提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない（自ら利用する役務について他の事業者に委託することは、下請代金法上の「役務提供委託」には該当しない。）。他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が「他者に提供する役務」であるか、または「自ら用いる役務」であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断されることとなる（例えば、荷主から貨物運送の委託に併せて請け負った梱包作業の委託を再委託に出す場合は対象となる。しかし、荷主から梱包作業の委託は請け負っていないが、自らの運送作業に必要である梱包作業を他の事業者に委託に出す場合は対象とはならない。）。なお、下請代金法では、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない。これは、建設工事の下請負については、建設業法において下請代金法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためである。

（5）トンネル会社の規制（第２条第９項）

◆ トンネル会社規制の必要性

下請代金法は取引当事者の資本金区分で適用の有無を判断するため、親事業者（親会社）が資本金の小さい子会社を設立し子会社を通して下請取引を行った場合、下請代金法の適用を受けないケースが生じてしまうことになる。このような取引が脱法的に行われないよう事業者が「直接当該事業者（下請事業者）」に委託をすれば下請代金法の対象となるときに、資本金３億円（または５千万円）以下の子会社（いわゆるトンネル会社）等を設立し、その子会社が発注者となって委託を行っている場合に、次に掲げる２つの要件を共に満たせば、当該子会社は、資本金が３億円以下であっても親事業者として下請代金法の適用を受ける。

① 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合または実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合）
② 親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額または量の50%以上を再委託している場合）

5 親事業者の義務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の4つの義務が課されている。

義務	概要
書面の交付義務	発注の際は、直ちに具体的な必要事項を記載した書面を交付すること。
支払期日を定める義務	下請代金の支払期日を給付の受領 60 日以内に定めること。
書類の作成・保存義務	下請取引の内容を記載した書類を作成し、2 年間保存すること。
遅延利息の支払義務	支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと。

（1）書面の交付義務（第3条）

ア 原則的な書面の交付方法

親事業者は、発注に際して下記の具体的記載事項をすべて記載している書面（3条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務がある。

3条書面は、発注の都度、直ちに下請事業者に交付しなければならない。発注書面の様式は問わないが、定められた事項はすべて明確に記載しなければならない。これは口頭発注によるトラブルを未然に防止するためである。

【3条書面に記載すべき具体的事項】

① 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託または役務提供委託をした日
③ 下請事業者の給付の内容（委託の内容が分かるよう、明確に記載する。）
④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日または期間）
⑤ 下請事業者の給付を受領する場所
⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
⑦ 下請代金の額（具体的な金額を記載する必要があるが、算定方法による記載も可）
③ 下請代金の支払期日
⑨ 手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）および手形の満期
⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額または下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
⑪電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
⑫原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

◆ 別紙により基本事項を通知する場合の 3条書面の取扱い

3条書面に記載する取引条件のうち基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項に関してはあらかじめ別の書面により通知することで、個々の発注に際して3条書面への記載が不要となる。

この場合には、3条書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記し書面の関連付けを明らかにしておく必要がある（単価表、算定方法（後記）などを別書面にするときも同じ。）。

なお、通知した書面については、新たな通知が行われるまでの間は有効とすることができる。この場合、通知書面には、新たな通知が行われるまでの間は有効である旨明記する必要がある。

◆ 知的財産権を譲渡させる場合

親事業者が、情報成果物等を提供させるとともに、作成の目的たる使用の範囲（例.放送番組の作成委託における1次的放送権の許諾）を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、親事業者は、3条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」として、下請事業者が作成した情報成果物等を提供させるとともに知的財産権を譲渡・許諾させること（部分的に譲渡・許諾させる場合には、その範囲、期間等）を明確に記載する必要がある。

◆ 算定方法による下請代金額の記載

具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合であって、算定方法の形であれば記載できるときは、次の条件を備えた算定方法により、下請代金の額を記載する必要がある。

① 算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。

② 3条書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関連付けを行う。

なお、下請代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに下請事業者へその旨書面を交付しておく必要がある（算定の根拠となる数値についても記載することが望ましい。ただし3条書面の形での再交付は要さない。）。

◆ 電子受発注

具体的記載事項の項目を書面に代えて、下請事業者の承諾を得て、電子メール等の方法で提供することができる。

イ 例外的な書面の交付方法

3条書面の具体的記載事項のうち、その内容が定められないことにつき正当な理由がある事項がある場合は、当該事項を記載せずに下請事業者に書面を交付することが認められる。ただし、記載しなかった事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を交付する義務がある。

◆ 当初書面の記載方法等

3条書面記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」事項がある場合には、当該事項を記載せずに 3条書面（当初書面）を交付することが認められるが、この場合には、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければならない。

なお、仮単価を記載しても下請代金の額を記載したことにはならない。仮単価は、単価未定の発注と同じであり、正当な理由がなければ仮単価による発注はできない。

◆ 内容が定められない正当な理由

「正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由であり、例えば、①ソフトウェア作成委託において最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、正確な委託内容を決定することができない場合、②放送番組の作成委託において番組の具体的な内容が確定していない場合などがある。一方、例えば、ユーザーとの取引価格が決定していないなど具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には「正当な理由がある」とはいえない。

◆ 補充書面の交付方法

当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後には、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付する。

また、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。

（2） 支払期日を定める義務（第2条の2）

親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内で定める義務がある。

受領日から60日以内に支払期日を設定し、下請代金を支払わなければならない。 これは下請取引の性格から親事業者が下請代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、下請事業者の利益を保護するためである。

◆ **支払期日の設定**

下請代金の支払期日は原則として次の①により定められるが、①により定めなかった場合は、強制的に②、③のとおり支払期日が設定される。

① 当事者間の取決めにより、下請事業者の物品等の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
② 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等の給付を受領した日
③ 当事者間で、合意された取決めがあっても、物品等の給付を受領した日から起算して60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

（3）書類の作成・保存義務（第5条）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（5条書類）を作成し2年間保存する義務がある。

下請取引の内容について記載した書類 （5条書類）を作成し 2年間保存する必要がある。
これは親事業者の違反行為に対する注意を喚起するとともに迅速、正確な調査や検査に資することを目的としている。

【具体的記載事項】
① 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
③ 下請事業者の給付の内容（役務提供委託の場合は役務の提供の内容）
④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をする期日・期間）
⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者から役務が提供された日・期間）
⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更またはやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
⑧ 下請代金の額（算定方法による記載も可）
⑨ 下請代金の支払期日
⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期

⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付けまたは支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額または下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日

⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日

⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法

⑯ 下請代金の一部を支払いまたは原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額

⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

◆ 算定方法を記載した場合の取扱い

下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後、確定した下請代金の額及びその確定した日を記載しなければならない。また、その算定方法に変更があった場合は、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により確定した下請代金の額及び変更した理由を記載しなければならない。

◆ 電磁的記録の作成・保存

以上の項目を記録した電磁的記録を作成し、保存することが認められている。

（4） 遅延利息の支払義務（第4条の2）

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

◆ 支払遅延は下請代金法に違反する行為であり、遅延利息の支払は原状を回復するための救済措置である。
遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよいということではない。
遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用される。
なお、遅延利息の年率14.6%は、公正取引委員会規則で定められている。

6 親事業者の禁止事項

親事業者には次の 11項目の禁止事項が課せられている。たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、下請代金法に違反することになるので十分注意が必要である。

禁止事項	概要
買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）	類似品等の価格または市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。
不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。
受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）	注文した物品等の受領を拒むこと。
返品の禁止（第4条第1項第4号）	受け取った物を返品すること。
下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）	あらかじめ定めた下請代金を減額すること。
割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）	物品等を受領した日から起算して60日以内に定められた支払期日までに下請代金を支払わないこと。
有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。
購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること。
報復措置の禁止（第4条第1項第7号）	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。

（1） 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）

親事業者は発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは「買いたたき」として下請代金法違反になる。

下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種または類似の給付の内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めるかどうかである。買いたたきに該当するか否かは、次のような要素を勘案して総合的に判断される。

① 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

（2） 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

親事業者は下請事業者に責任がないのに、発注の取消若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請代金法違反となる。

親事業者が下請事業者に対して、費用を負担せずに発注の取消しや給付内容の変更をさせることは、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しとして問題となる。

「給付内容の変更」または「やり直し」のために必要な費用を親事業者が負担するなどにより、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

◆ 給付内容の変更とやり直しの違い

「給付内容の変更」とは、給付の受領前に、3条書面に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることである。発注の取消（契約の解除）も「給付内容の変更」に該当する。

また、「やり直し」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

こうした給付内容の変更ややり直しによって、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは下請事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することとなる。

なお、受領した物品等を返して、再び受け取らないことは、「返品」に該当するが、受領した物品等を一旦下請事業者に返していても、それを修補させて再納入させたり、良品に交換させたりすることは「やり直し」に該当する。

◆ 下請事業者の責に帰すべき理由により費用負担することなく給付内容の変更等ができる場合

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、次の場合に限定される。

① 下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合
② 給付を受領する前に下請事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が3条書面に明記された委託内容とは異なるまたは給付に瑕疵等があることが、 合理的に判断され、給付内容を変更させる場合
③ 下請事業者の給付の受領後、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なるもの又は瑕疵等があるためやり直しをさせる場合

◆ やり直しをさせることのできる期間

下請事業者の責に帰すべき理由があるやり直しであっても、無制限に認められるものでなく、一定の期間内にやり直しをさせる必要がある。

①直ちに発見できる瑕疵の場合

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかにやり直させる必要がある。

②直ちに発見できない瑕疵の場合

通常の検査で発見できない瑕疵で、ある程度期間が経過した後に発見された瑕疵については、その瑕疵が下請事業者に責任があるものである場合は、当該物品等の受領後1年以内のやり直しは問題ないが、1年を超えた後にやり直させると下請代金法違反となる。ただし、親事業者がユーザー等に対して1年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた暇庇担保期間をあらかじめ定めているのであれば、当該期間内のやり直しは問題ない。

（3）受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）

> **親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は下請事業者に責任がないのに受領を拒むと下請代金法違反となる。**

受領拒否とは、下請事業者の責任がないのに、発注した物品・作成物の受領を拒否することである。発注の取消し、納期の延期などで納品物を受け取らない場合も受領拒否に該当する。

◆ 受領とは

下請事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず受け取るという行為を指しており、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下におけば受領したことになる。親事業者の検査員が下請事業者の工場へ出張し検査を行うような場合には、検査員が出張して検査を開始した日が受領日となる。

情報成果物の作成委託においては、給付の目的物として作成された情報成果物を記録した媒体（例：CD-ROM）を自己の占有下に置くこと、または情報成果物を記録した媒体がない場合には当該情報成果物を自己の支配下に置くこと（例えば、親事業者のハードディスクに記録されること）が給付の受領となる。

◆ 受領を拒否することができる場合

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして受領を拒否することができるのは、次の場合に限定される。

① 注文と異なるものまたは給付に瑕疵等があるものが納入された場合。

② 指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合などは除かれる。）。

（4） 返品の禁止（第4条第1項第4号）

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者に責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品すると下請代金法違反となる。

下請事業者に責任がないのに発注した物品・作成物を受領した後に返品すると違反となる。

下請事業者の責任により返品できる場合は、次の場合に限定されている。

① 注文と異なる物品等が納入された場合

② 汚損・き損等された物品等が納入された場合

※ 親事業者が、発注後に恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準では合格とされた物品を不合格とした場合の返品は認められない。

下請事業者の責任により返品ができる期間は、次のとおり。

◎直ちに発見できる瑕疵…発見次第速やかに返品する必要がある。

◎直ちに発見できない瑕疵…物品等の受領後 6ヶ月以内の返品は問題ない（ただし、一般消費者に対して6ヶ月を超えて品質保在期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長 1年以内であれば返品できる。）。

（5）下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると下請代金法違反となる。

下請代金の減額の禁止とは、親事業者が、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、定められた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また発注後いつの時点で減額しても下請代金法違反となる。つまり、歩引き、リベートシステム利用料など、発注前に下請事業者と協議して合意した額であったとしても、その内容が下請事業者の責任のない理由により3条書面に記載された下請代金から減じるのであれば減額として問題となり得ることに注意する必要がある。

◆ 違法な下請代金の減額の例

① 下請事業者との間に単価の引下げについて合意が成立し単価改定された場合、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用して下請代金の額を減ずること。
② 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。
③ 下請事業者と合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金の額から減じること。
④ 親事業者からの作成に必要な材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとして下請代金の額を減ずること。
⑤ 下請代金の支払に際し、端数が生じた場合、端数を1円以上の単位で切り捨てて支払うこと。
⑥ 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。
⑦ 親事業者の客先からのキャンセル、市況変化等により不要品となったことを理由に下請代金の額を減じること。
⑧ 販売拡大のために協力してほしいなどの名目をつけて、下請代金の額の何%かを下請代金の額から減じること。

◆ 下請事業者の責に帰すべき理由により減じることができる場合

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請代金の額を減じることができるのは次の場合に限定される。

① 下請事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵の存在、納期遅れ等）があるとして、受領拒否、返品した場合に、その給付に係る下請代金の額を減じるとき。
② 下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき。
③ 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき。

（6） 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、支払期日までに一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請代金法違反となる。

◆ 割引が困難な手形とは

「割引を受けることが困難であると認められる手形」とは、その業界の商慣行、親事業者と下請事業者との取引関係、その時の金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間（現在の運用では繊維業は90日、その他の業種は120日）を超える長期の手形と解されている。

◆ 一般の金融機関とは

「一般の金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の預貯金の受入れと資金の融通を併せて業とする者をいい、貸金業者は含まれない。

（7） 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

親事業者は物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請代金法違反となる。

支払期日は受領日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）を起算日として計算されるので、検査・検収に要する日数にかかわりなく、支払期日を過ぎて未払いとなっている場合は支払遅延となる。

◆ 支払制度

下請代金の支払については、例えば、毎月末までの給付の下請代金を翌月末に支払うこと（月末締の翌月末払）となっている場合があるが、この場合、下請代金法の運用に当たっては「受領後60日以内」の規定は「受領後 2か月以内」として運用している。つまり、1か月締切制度を採っている場合は、締切後 30日（1か月）以内に支払わなければならないことになる。

なお、検収締切制度においては、検収に相当日数を要する場合があるが、検査するかどうかを問わず、納品から 60日以内において、かつ、できる限り短い期間に下請代金を支払う必要があるので、支払期日の設定には注意する必要がある。

◆ **支払制度を用いる際の注意点**

（例） 4月受領分の下請代金の支払期間（1か月を30日と仮定し、4月1日から4月30日までの間に物品等を受領した場合）

① 月末締翌月末払は、 4月受領分がすべて60日を超えない支払制度となっているので認められる。
② 月末締翌々月末払は、 4月受領分がすべて60日を超えてしまい認められない。
（→60日を超える日が生じてしまうような支払制度は認められない）。

（8） 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

親事業者は下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのにこの有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の対価を下請事業者に支払わせたり下請代金から控除（相殺）したりすると下請代金法違反となる。

親事業者が下請事業者に原材料等を有償で支給する場合、早期決済にならないようにするためには、有償支給原材料等を使って製造（または修理）を行い、納入される物品の下請代金の支払制度、下請事業者の加工期間を考慮して、下請代金の支払と有償支給原材料等の対価の決済が「見合い相殺」になる仕組みにしておく必要がある。

◆ **下請事業者の責に帰すべき理由**

下請事業者の責に帰すべき理由としては、次のような場合などが考えられる。
① 下請事業者が支給された原材料等をき損し、または損失したため、親事業者に納入すべき物品の製造が不可能となった場合
② 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
③ 支給された原材料等を他に転売した場合

（9） 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（自社製品を含む）・原材料等を強制的に下請事業者に購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者に利用させて対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり、下請代金法違反となる。

◆ 購入・利用強制の対象

購入・利用強制の対象となるものは「物」のほか保険、リース、インターネット・プロバイダ等のサービスなど様々である。また、自社が指定する物又は役務であるから、自社の商品のみではなく、自社製品の販売先である特約店、卸売店等にある自社商品、自社の取引先の商品、子会社・関係会社の商品なども含まれる。

◆ 強制と任意の判断

「強制して購入・利用させる」ことが禁止されていることから、下請事業者が任意に購入等する場合は本号に該当しないが、下請取引においては、下請事業者にとっては、事実上、購入等の依頼を拒否できない場合もあり得るので、実質的に下請事業者が購入等を余儀なくされたか否かが判断の基準となる。

（10） 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

親事業者は、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請代金法違反となる。

不当な経済上の利益の提供要請とは、親事業者が自己のために、下請事業者に協賛金等の金銭や従業員の派遣等の役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることである。

◆ 下請事業者の利益を不当に害すること

下請事業者が「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど、提供しない場合に比べて直接の利益になるものとして、自由な意思により提供する場合には「下請事業者の利益を不当に害する」ものではない。しかし、下議事業者が「経済上の利益」を提供することが、下請事業者にとって直接の利益となる（提供することによる利益が不利益を上回る）ことを親事業者が明確にしないで提供させる場合（虚偽の数字を示して提供させる場合も含む。）には、「下請事業者の利益を不当に害する」ものとして問題となる。

◆ 知的財産権の取扱い

情報成果物等の作成に関し、下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者に無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済の利益提供に該当する。

（11） 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）

親事業者は、下請事業者が親事業者の下請代金法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると下請代金法違反となる。

下請事業者が親事業者の報復を恐れず、公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の下請代金法違反行為を申告できるようにするものである。

7 立入検査・改善勧告・罰則等

（1）報告・立入検査

ア 公正取引委員会及び中小企業庁

公正取引委員会および中小企業庁は、親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

イ 下請取引に係る事業の所管官庁

親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する官庁（例：運送…国土交通省、テレビ放送…総務省）も、中小企業庁等の調査に協力するため、所管事業を営む親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

（2） 改善勧告等

公正取引委員会は、違反親事業者に対して違反行為の是正やその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。勧告した場合は原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁長官は、違反親事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

（3）罰則

次のような場合は、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられることになる （50万円以下の罰金）。

① 書面の交付義務違反
② 書類の作成及び保存義務違反
③ 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
④ 立入検査の拒否、妨害、忌避

※この内容は、下請代金法のポイントをまとめたものである。詳細は、「下請取引適正化推進講習会テキスト」（中小企業庁HPに掲載）を参照するか、中小企業庁まで問い合わせください。
なお、下請代金法に関する各種セミナーも行われているので活用ください。

参考. 下請取引の適用対象チェック

下請代金法では、適用の対象となる『下請取引』の範囲を、以下の両面から定めています。

取引当事者の資本金（又は出資金の総額。以下同じ。）の区分
（「親事業者」と「下請事業者」の定義）

＋

取引の内容
（「製造委託」「修理委託」
「情報成果物作成委託」「役務提供委託」）

チェックポイント1　委託取引の内容は？

①物品の製造、②物品の修理、
③プログラムの作成、
④運送・物品の倉庫保管・情報処理

①放送番組や広告の制作、商品デザイン、製品の取扱説明書、設計図面などの作成など、**プログラム以外の情報成果物の作成**
②ビルや機械のメンテナンス、コールセンター業務などの顧客サービス代行など、**運送・物品の倉庫保管・情報処理以外の役務の提供**

チェックポイント2　自社の資本金額は？

□自社の資本金が3億1円以上ですか。

資本金3億円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請代金法が適用されます（右図のA参照）。

□自社の資本金が5千万1円以上ですか。

資本金5千万円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請代金法が適用されます（左図のA参照）。

□自社の資本金が1千万1円以上～3億円以下ですか。

資本金1千万円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請代金法が適用されます（右図のB参照）。

□自社の資本金が1千万1円以上～5千万円以下ですか。

資本金1千万円以下の会社や個人事業者に外注していれば、下請代金法が適用されます（左図のB参照）。

資本金の区分と取引の内容により、取引の発注者（親事業者）に該当した場合は、「優越的地位にある」ものとして取り扱われ、『4つの義務』と『11の禁止事項』が課せられるとともに、下請取引に係る親事業者の不当な行為は規制の対象となります。

3. 業種別下請代金法違反事例集

（1）製造業

食料品製造業		
製造委託及び修理委託関係		
受領拒否 （第４条第１項第１号）	食料品製造業	乳製品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、保管場所の確保ができないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。
返品 （第４条第１項第４号）	食料品製造業	菓子の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、受入検査を下請事業者に文書で委任していないにもかかわらず、受領後に不良品を返品していた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	食料品製造業	食品の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、「リベート」と称して下請事業者に支払うべき下請代金の額に一定率を乗じて得た金額又は「電子発注システム処理料金」と称して本来自社が負担すべき納入先の各店舗へ配送するための納入伝票作成に要する費用の一定額を、支払うべき下請代金から差し引いて支払うことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	食料品製造業	食料品等の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、毎月末日納品締切、翌月１５日手形払いの支払制度を採っていたところ、手形払いに係る経費の削減等を図るため、下請代金を従来の手形払いの満期相当日（６０日、６３日又は９３日後）に現金で支払う方法に変更したことから、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	食料品製造業	食品の製造を下請事業者に委託しているＥ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、下請事業者が製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除しているため、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。
購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	食料品製造業	包装資材等の製造を下請事業者に委託しているＦ社は、購買担当部署名の文書により、一部の下請事業者に対し、自社が販売するクリスマスケーキの購入を要請していた。
	食料品製造業	食料品の製造を下請事業者に委託しているＧ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売するおせち料理の購入を要請していた。
	食料品製造業	肉製品の加工を下請事業者に委託しているＨ社は、年末販売キャンペーンに際して、下請事業者に対し、肉製品の購入を要請していた。
	食料品製造業	食料品の加工を下請事業者に委託しているＩ社は，自社製品の売上げを増やすため，外注担当者が下請事業者に対して当該製品の購入を要請していた。
書類の保存（第５条）	食料品製造業	食品の包装資材の製造を下請事業者に委託しているＪ社は、下請事業者の給付の内容等必要記載事項を記載した書類を１年間しか保存していなかった。

飲料・たばこ・飼料製造業		
製造委託及び修理委託関係		
返品 （第４条第１項第４号）	飲料製造業	清酒の包装資材の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、清酒の販売予想に見込み違いが生じたことから、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに不要となった包装資材の返品を行っていた。

下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	飼料製造業	畜産飼料の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているが､当月末日までに納品されたものであっても検査完了が翌月となった場合には翌月に納品があったものとして計上していたため、一部の下請代金の支払について、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	飲料・たばこ・飼料製造業	酒類の容器の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する酒類の購入を要請していた。
	飲料・たばこ・飼料製造業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＤ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が提供する点検整備等の利用を要請していた。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	飲料製造業	商品のデザイン等の作成を下請事業者に委託しているＡ社は、一部の下請事業者に対し、毎月末日納品締切、翌月末日支払の支払制度を採っているところ、伝票処理の遅れや下請事業者からの請求書の提出遅れを理由に、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。

繊維工業		
製造委託及び修理委託関係		
受領拒否 （第４条第１項第１号）	繊維製品製造業	寝具等の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、販売先の売行き不振を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、納期を延期し、あらかじめ指定した納期に下請事業者の給付を受領していなかった。
返品 （第４条第１項第４号）	繊維工業	織物製品の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、受入検査を下請事業者に委任しているのに、下請事業者の給付を受領した後に、不良品を発見したとして返品をしていた。
	繊維工業	繊維製品の染色等の加工を下請事業者に委託しているＣ社は、下請事業者に口頭で受入検査を委任しているにもかかわらず、返品を行っていた。
	繊維・衣服製造業	衣服の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、納入された衣服の受入検査を行っていないにもかかわらず､受領後に不良品を発見したとして返品をしていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	繊維製品製造業	包装資材等の製造を下請事業者に委託しているＥ社は、下請代金から控除する銀行振込手数料につき、銀行に支払っている振込手数料（手数料 630 円）を超えて控除（控除額 735 円）していた。
	繊維製品製造業	繊維製品の加工等を下請事業者に委託しているＦ社は、「歩引き」と称し、下請代金から一定率を乗じて得た金額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	衣服・その他の繊維製品製造業	繊維製品の製造を下請事業者に委託しているＧ社は、一部の下請事業者に対し、手形期間が 90 日（繊維業において認められる手形期間）を超える（150 日）手形を交付していた。
	繊維工業	衣料品の縫製等を下請事業者に委託しているＨ社は、下請事業者に対し、手形期間が９０日（繊維業において認められる手形期間）を超える（９５日、１０５日及び１２０日）手形を交付していた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	繊維製品製造業	子供服等の製造を下請事業者に委託しているＩ社は、自社の事務処理遅れや下請事業者からの請求書の提出の遅れを理由に、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。

有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	繊維製品製造業	レース製品等の製造を下請事業者に委託しているＪ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、下請事業者が製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除しているため、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。
	衣料品製造業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているＫ社は、下請事業者に有償で原材料を支給しているが、同社が月末に支給した原材料について、実際に使用されるのが翌月以降であるにもかかわらず、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早期に、下請代金から当該原材料の対価を控除して支払っていた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	衣料・その他繊維製品製造業	婦人服等の製造を下請事業者に委託しているＬ社は、下請事業者にとって直接利益にならないことが明らかであるにもかかわらず、自社製品のラベル貼りの作業を要請していた。

木材・木製品製造業		
製造委託及び修理委託関係		
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	木材・木製品製造業	木箱の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、一部の下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がなく発注内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の全額を負担させていた。

家具・装備品製造業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	家具・装備品製造業	家具の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者に見積書を提出させた後、納期を早めたにもかかわらず、下請代金の見直しをすることなく、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。
返品 （第４条第１項第４号）	オフィス家具製造業	文具、事務用品等の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、給付を受領した商品について直ちに発見できない下請事業者側の責による瑕疵があったとして、下請事業者の給付を受領してから１年を超えた後に返品を行っていた。
	家具等製造販売業	家具等の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、受入検査を下請事業者に口頭で委託しているにもかかわらず、下請事業者の給付を受領した後に返品していた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	家具・装備品製造業	家庭用品の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、下請事業者に対し、「協力金」等と称して下請代金の額から下請事業者に支払うべき下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	室内装備品販売業	室内装備品の製造を下請事業者に委託しているＥ社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、下請代金の支払時に、同社が実際に要した振込手数料を超える額を下請代金から差し引いて支払っていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	家具・装備品製造業	家具の製造を下請事業者に委託しているＦ社は、一部の下請事業者に対して、「毎月 20 日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

パルプ・紙・紙加工品製造業		
製造委託及び修理委託関係		
返品 （第４条第１項第４号）	紙製品製造業	事務用紙等の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者にＦ社の顧客先に製品を納品させているため、受入れ検査を自社で行っていない。　この場合、返品は不可であるにもかかわらず返品しているケースがあった。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	パルプ・紙・紙加工品製造業	住宅建材加工等を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、新単価の合意日前に発注したものについてまで新単価をさかのぼって適用することにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙の裁断加工を下請事業者に委託しているＣ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、下請事業者が製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除しているため、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	紙・紙加工品製造業	紙製品、文房具等の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、ユーザーの都合で下請事業者の製造した製品について、納入までの間、下請事業者の倉庫に一時的に保管させ、下請事業者に対し保管費用を支払っていなかった。

印刷・同関連業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	印刷業	パンフレット等の印刷・製本等を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者と十分な協議を行わず一方的に下請代金の額を定めていた。
	印刷業	印刷、製本、デザインの作成等を下請事業者に委託しているＢ社は、一部の発注において、同社が一方的に代金を指定するいわゆる指値により、通常支払われる対価より低い金額で下請代金を定めていた。
	出版・印刷業	紙製品の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、納期を下請事業者に見積書を提出させた際のものから短縮したにもかかわらず、下請代金の額を見直すことなく、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	印刷業	印刷・製本等を下請事業者に委託しているＤ社は、顧客からの要請を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注内容を変更し、変更に伴う必要な費用を負担していなかった。
返品 （第４条第１項第４号）	印刷業	シールラベルの製造を下請事業者に委託しているＥ社は、納品後に発生した箱の破損を理由に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、返品を行っていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	印刷業	印刷、製本等を下請事業者に委託しているＦ社は、１０万円以上の取引について、「毎月２０日納品締切、締切後１０５日現金支払」又は「毎月２０日納品締切、翌々月１５日現金支払」の支払制度を採っていたため、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
	出版・印刷業	Ｇ社は、広告パンフレットの製作を委託しているが、下請代金の支払日を広告掲示日を基準にしていたことから、下請事業者の給付を受領してから60日を越えて下請代金を支払っていた。

購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	印刷業	ポスター・パンフレット等の製造を下請事業者に委託しているＨ社は、自ら作成すべき注文書、原価計算伝票、仕入先元帳及び仕入先伝票を下請事業者に作成させ、その費用についても下請事業者の負担としていた。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	印刷・同関連業	印刷物のデザインの作成を下請事業者に委託しているＡ社は、下請代金の支払について手形払と定めているが、下請事業者から希望がある場合には、手形の交付による支払に代えて一時的に現金による支払を行うこととしている。その際、同社は、下請事業者に支払うべき下請代金の額から「手数料」と称して手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	印刷・同関連業	印刷物のデザインの作成を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者に対し、自社が事務処理を行っていなかったことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

化学工業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	化学工業	電気工具・機械の修理等を下請事業者に委託しているＡ社は、一部の下請事業者と十分な協議を行わず、自社の予算単価を基準として一方的に下請代金の額を引き下げて定めていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	化学薬品業	塗料等の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、下請代金の支払を手形払から現金払に変更した後に、「割引料」と称して下請事業者に支払うべき下請代金から一定率を差し引いて支払っていた。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	医薬品製造業	医薬品の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、下請事業者に対し、手形期間が１２０日を超える手形を交付していた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	化学製品製造業	化学製品の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、下請事業者によって、「毎月末日納品締切、締切後 120 日、140 日、150 日、180 日後現金払」等の支払制度を採用し、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
	化学品製造業	Ｅ社は、化学薬品当の製造を委託しており、納入月末締め翌月末現金払のところ、検収遅れにより下請事業者の給付を受領してから 60 日を越えて下請代金を支払っていた。

プラスチック製品製造業		
製造委託及び修理委託関係		
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	プラスチック製品製造業	デジタルカメラの部品等の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者に対し、「仕入割引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。

下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	プラスチック製品製造業	プラスチック製品の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、「毎月末日納品締切、翌月２０日支払」の支払制度を採っているところ、下請事業者から請求書が提出されないことを理由に、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	プラスチック製品製造業	プラスチック素材の成型加工等を下請事業者に委託しているＣ社は、下請事業者に有償で原材料を支給しているが、原材料を加工して納品するまでの期間を考慮せずに、当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除するなど、当該原材料を使用した給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に下請代金から当該原材料の対価を控除していた。
購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	プラスチック製日用雑貨、食卓用品製造業	家庭日用品、浄水器等を販売するＤ社は、下請事業者に対して、正当な理由がないにもかかわらず、納品書、請求書、仕入伝票等の複写式の親事業者の指定する伝票を強制的に購入・利用させていた。

ゴム製品製造業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	ゴム製品製造業	ゴム製品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、従来の価格から一定率で単価を一方的に引き下げて下請代金の額を定めていた。
受領拒否 （第４条第１項第１号）	ゴム製品製造業	自動車部品等の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、見込みの数量を発注していたが、下請事業者の給付を受領する際に、必要数量が減少したことを理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注した部品等の一部を受領していなかった。

窯業・土石製品製造業		
製造委託及び修理委託関係		
返品 （第４条第１項第４号）	窯業・土石製品製造業	コンクリート製品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、納入されたコンクリート製品の受入検査を行っていないにもかかわらず、下請事業者の給付を受領した後に、不良品を発見したとして返品をしていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	窯業・土石製品製造業	コンクリート製品の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者との間で単価改定を行い新単価を決定したが、同社は、新単価の合意日前に発注した分についても新単価を遡って適用し、下請事業者に支払うべき下請代金の額から単価改定前の単価と単価改定後の単価との差額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	窯業・土石製品製造業	タイルの製造を下請事業者に委託しているＣ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに、有償支給原材料の代金の支払期日を定めていたことから、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。

鉄鋼業		
製造委託及び修理委託関係		
受領拒否 （第４条第１項第１号）	鉄鋼業	自動車用鍛造品等の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者への内示個数の発注に対し、納入指示カード（「カンバン」）による納入実績は内示個数を大幅に下回っていた。下請事業者の責めに帰すべき理由がなく、内示を受けた個数を既に完成させていたにもかかわらず受領せず、また、製造に要した費用を全額負担していなかった。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	鉄鋼業	金属管継手の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者に対し、手形期間が１２０日を超える（１３０日）手形を交付していた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	鉄鋼業	鋳物の製造等を下請事業者に委託しているＣ社は、一部の下請事業者に対する下請代金の支払について、「毎月末日納品締切、翌々月１０日支払」の支払制度を採っていることから、一部の下請取引において下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。

非鉄金属製造業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	非鉄金属製造業	電線等の加工を下請事業者に委託しているＡ社は、単価改定の際、下請事業者と協議することなく一方的に単価を決定した後、単価改定書を送付し、通常支払われる対価より低い金額で下請代金を定めていた。
受領拒否 （第４条第１項第１号）	非鉄金属製造業	電線の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、取引先から納期を延期されたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。
購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	非鉄金属製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、指定されたメーカーの自動車でないと工場に近い駐車場の利用を禁止しているため、下請事業者が自らそのメーカーの自動車の購入を余儀なくされていた。

金属製品製造業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	金属製品製造業	建材製品の部品等の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を定めていた。
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	金属製品製造業	電機機器部品のメッキ加工等を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者の責に帰すべき理由がなく委託内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の一部を下請事業者に負担させていた。
返品 （第４条第１項第４号）	金属製品製造業	道路標識等の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、取引先からの注文が取り消されたことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品していた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	金属製品製造業	建築用金属製品等の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、下請代金の額が一定額を超えた場合、原則として手形払にしているが、一部の下請事業者に対し、手形の交付に代えて現金での支払を行うに当たって、「値引き」と称して、下請代金から手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

	金属製品製造業	工作機械周辺機器の部品の製造等を下請事業者に委託しているＥ社は、下請事業者に対し、「金利手数料」と称して下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	金属製品製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているＦ社は、下請事業者に対し、手形期間が１２０日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（１５０日）手形を交付していた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	金属製品製造業	精密機械部品の加工を下請事業者に委託しているＧ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに、下請代金の支払制度と有償支給原材料の対価の決済制度を同一にしていたことから、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。

生産用機械器具製造業		
製造委託及び修理委託関係		
受領拒否 （第４条第１項第１号）	生産用機械器具製造業	産業用ロボットの部品等の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、取引先の工場において受入体制が整っていないこと又は取引先の生産数量が減少したことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	生産用機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、一部の下請事業者に対し、次により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 ① 下請代金の支払につき手形を交付することとしているところ、手形の交付による支払に代えて現金による支払を行うに当たって、支払うべき下請代金の額から「割引率」と称して自社の短期調達金利相当額を超える額を差し引くこと ② 支払うべき下請代金の額から自社の創立記念に当たり「協賛金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くこと
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	生産用機械器具製造業	バルブ等配管関係機材の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日を越える（125 日）手形を交付していた。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	生産用機械器具製造業	機器の制御プログラムの作成を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に価格を指定することにより下請代金の額を定めていた。

業務用器械器具製造業		
製造委託及び修理委託関係		
書面の交付・記載 （第３条）	一般機械器具製造業	廃品再資源化装置等の製造等を下請事業者に委託しているＡ社は、発注時に下請事業者に対する交付を義務付けている発注内容等の必要記載事項を記載した書面を交付せずに、口頭で発注していた。

買いたたき （第４条第１項第５号）	一般機械器具製造業	プラスチックの成形加工等を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者に見積書を提出させた後、発注数量を増加させ、下請事業者の負担が増えたにもかかわらず、下請代金の総額の見直しをすることなく、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。
	一般機械器具製造業	各種情報機器の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、仮単価による注文書を交付し、下請事業者から給付を受領した後に、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を自社の希望価格まで引き下げて定めていた。
	一般機械器具製造業	配水機械部品等の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、従来の単価から一律一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めていた。
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	一般機械器具製造業	金型部品の加工を下請事業者に委託しているＥ社は、下請事業者の責に帰すべき理由がなく、委託内容を変更したにもかかわらず、その費用を一部しか負担していなかった。
受領拒否 （第４条第１項第１号）	一般機械器具製造業	金型部品の加工を下請事業者に委託しているＦ社は、仕様を変更したことを理由として、あらかじめ定めた納期に下請事業者からの給付を受領しなかった。
返品 （第４条第１項第４号）	一般機械器具製造業	工作機械部品の加工を下請事業者に委託しているＧ社は、納入された製品の受入検査を行っていないにもかかわらず、受領後に不良品を発見したとして返品を行っていた。
	業務用機械器具製造業	自動車用機械工具・試験機の製造等を下請事業者に委託しているＨ社は、発注元からの誤発注があったことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	一般機械器具製造業	部品の製造等を下請事業者に委託しているＩ社は、単価改定の要請に応じない下請事業者に対し、「出精値引き」と称して、下請事業者に支払うべき下請代金から一定額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	一般機械器具製造業	機械器具の製造等を下請事業者に委託しているＪ社は、すべての下請事業者に対する下請代金の支払を手形の交付から現金によるものとしたにもかかわらず、下請事業者に支払うべき下請代金から手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	一般機械器具製造業	ステンレス製品の製造を下請事業者に委託しているＫ社は、下請事業者に対し ①「歩引率」と称して下請事業者に支払うべき下請代金の額から一定額を ② 下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意している場合において、下請事業者に支払うべき下請代金の額から自社が実際に負担した振込手数料を超える額をそれぞれ差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	一般機械器具製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているＬ社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、同社は、新単価の合意日前に発注した分についても新単価を遡って適用し、下請事業者に支払うべき下請代金の額から単価改定前の単価と単価改定後の単価との差額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

	一般機械器具製造業	空気圧縮機器の製造を下請事業者に委託しているＭ社は、下請代金について手形払いと定めているが、下請事業者の要望がある場合には、手形に代えて現金で支払を行うこととしている。その際、同社は、下請事業者に支払うべき下請代金の額から手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	一般機械器具製造業	工作機械の製造を下請事業者に委託しているＮ社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日を越える（125 日）手形を交付していた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	一般機械器具製造業	金属加工機械の部品の加工を下請事業者に委託しているＯ社は、「毎月末日納品締切、翌月１７日支払」の支払制度を採用しているが、当月納品締切分の下請代金の支払金額が少額の場合、その支払を翌々月の支払期日に順延しており、一部の取引において下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
書面の交付・記載 （第３条）	一般機械器具製造業	機械設計図の作成を下請事業者に委託しているＡ社は、一部の下請事業者に対して、発注時に下請事業者に対する交付を義務付けている発注内容等の必要記載事項を記載した書面を交付せずに、口頭で発注していた。

電子部品・デバイス・電子回路製造業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	電子部品・デバイス・電子回路製造業	機械部品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせ、その見積単価を☒量しか発注しない場合の単価として下請代金を定めていた。

電機機械器具製造業		
製造委託及び修理委託関係		
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	電機機械器具製造業	パチンコ関連機器の製造・修理を下請事業者に委託しているＡ社は、自社の取引先から発注内容の変更の指示を受けたため、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注内容を変更し、変更に伴う必要な費用を全額負担していなかった。
受領拒否 （第４条第１項第１号）	電機機械器具製造業	パチンコ制御基盤等の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、自社の販売予想の見込み違いを理由に、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。
	電機機械器具製造業	パチンコ関連機器の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、保管場所がないことを理由として、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	電機機械器具製造業	電力ケーブル付属品等の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、コストダウンの推進を図るため、下請代金に一定率を乗じて得た金額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	電気機械器具製造業	制御装置等の製造を下請事業者に委託しているＥ社は、一部の下請事業者に対し、手形期間が 120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（150 日）手形を交付していた。

下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	電気音響機器製造業	音響機器等部品の製造を下請事業者に委託しているＦ社は、毎月末日締切、翌々月10日支払の制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を越えて下請代金を支払っていた。
	電気機械器具製造業	オーディオ製品等の製造を下請事業者に委託しているＧ社は、下請事業者との取引において「毎月末日締、翌月20日手形払」の支払制度となっているが、実際には手形を振り出さずに120日後に現金振込を行っていた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	電気機械器具製造業	機械加工、板金、塗装等を下請事業者に委託しているＨ社は、下請事業者に対して、有償で原材料を支給しているが、製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに、有償支給原材料の代金の支払期日を定めていたことから、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	電気機械器具製造業	電気製品等の製造を下請事業者に委託しているＩ社は、下請事業者に対し、金銭等の提供を要請していた。

情報通信機械器具製造業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	情報通信器械器具製造業	プリンター等部品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、大量発注（基準ロット）を前提として下請事業者と合意した単価について、実際は基準ロットを大きく下回るにもかかわらず、同単価で発注していた。

輸送用機械器具製造業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	自動車部品製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせ、その見積単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めていた。
	輸送用機械器具製造業	船舶の修理を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者に見積りをさせた段階より発注内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをすることなく、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。
	輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、当該部品の量産が終了し、補修用としてわずかに発注するだけで発注数量が現状大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により下請代金の額を定めていた。
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	精密機械器具製造業	光学機械器具の部品加工を下請事業者に委託しているＤは、顧客からの要請を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに部品加工のやり直しをさせ、その費用を負担していなかった。
受領拒否 （第４条第１項第１号）	精密機械器具製造業	機械部品の製造を行っているＥ社は、発注下の都合による発注の取り消しを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、予定納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	自動車部品製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているＦ社は、下請事業者に対し、単価引下げを要請し、当該単価の引下げに応じない下請事業者に対して、下請事業者に支払うべき下請代金から一定額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	自動車部品製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているＧ社は、単価決定の合意日前に発注した部品について、単価改訂後の単価に遡って適用し、単価改訂前の単価と単価改訂後の単価との差額に相当する額を差し引くことにより、下請代金の額を減額していた。
	輸送用機械器具製造業	ボルトの加工等を下請事業者に委託しているＨ社は、一部の下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から「協力値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているＩ社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意している場合において、支払うべき下請代金の額から自社が実際に負担した振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
	自動車用品販売業	自動車用品の製造を下請事業者に委託しているＪ社は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に支払うべき下請代金から取引実績に応じた割戻金（3%）を差し引いて支払っていた。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	自動車部品製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているＫ社は、下請事業者に対し、手形期間が１２０日を超える手形（１５３日）を交付していた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	精密機械器具製造業	金型の製造を下請事業者に委託しているＬ社は、金型の代金の支払いについては、自社の支払制度（毎月２０日納品締切、翌月２０日支払）に基づき３回の分割払いとしていたため、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
	輸送用機械器具製造業	自動車用部品の製造等を下請事業者に委託しているＭ社は、下請事業者に対し、販売不振による経営状況の悪化を理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	輸送用機械器具製造業	自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているＮ社は、自社のレクリエーションの実施に当たり、下請事業者に対し、協賛金の提供を要請し、一部の下請事業者から協賛金を徴収していた。
	輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているＯ社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

その他の製造業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	医療用機器製造業	医療用機器の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者と十分な協議をせず、下請事業者からの見積に対して一定比率を乗じた額を引き下げて、下請代金の額を定めていた。

受領拒否 （第４条第１項第１号）	建材・住宅設備業	住宅設備の製造を行っているＢ社は、発注元の都合によるシステム登録の遅れを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、納期を延期して予定納期に下請事業者の給付を受領しなかった。
	光学機械器具・レンズ製造業	光学機械部品等の製造を行っているＣ社は、発注元の都合による生産調整を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、納期を延期して下請事業者の給付を受領しなかった。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	その他の製造業	鍵等の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、一部の下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	眼鏡製造業	眼鏡の製造を下請事業者に委託しているＥ社は、単価引下げの合意日前に発注したものについてまで新単価をさかのぼって適用することにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	眼鏡製造業	眼鏡の製造を下請事業者に委託しているＦ社は、手形期間が１２０日を超える手形（期間２００日）を交付していた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	医療用器械器具・医療用品製造業	Ｇ社は、医療用器機械器具等の製造を委託しているが、検収毎月月末締め、翌月 20 日払いとしていたが、月またがりの検収分について、下請事業者の給付を受領してから 60 日を越えて下請代金を支払っていた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	計商品当製造業	化粧品等の製造を下請事業者に委託しているＨ社は、下請事業者に有償で原材料を支給しているが、当該原材料を用いて製造した製品の下請代金の支払期日より早期に、下請代金から当該原材料の対価を控除して支払っていた。
	コンクリート二次製品製造販売業	コンクリート二次製品の鉄筋加工を下請事業者に委託しているＩ社は、下請事業者に対し、一部有償で原材料を支給しているが、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	その他の製造業	ソフトウェアの作成等を下請事業者に委託しているＡ社は、投資家から資金を調達できなかったことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。

（2）情報通信業

通信業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	通信業	コンテンツの作成等を下請事業者に委託しているＡ社は、「下請事業者からの請求日から起算して４５日以内支払」の支払制度を採用し、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。

放送業		
製造委託及び修理委託関係		
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	放送業	テレビ番組等の制作を下請事業者に委託しているＡ社は、支払制度が納品毎月25日締め·翌月末日支払となっているため、月末に納品となったものについて、下請事業者の給付を受領してから60日を越えて下請代金を支払っていた。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	放送業	自社が放送するテレビ番組等の制作を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者の責に帰すべき理由がなく追加的な作業を行わせたにもかかわらず、それによって生じた費用の一部を下請事業者に負担させていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	放送業	番組制作等の情報成果物の作成を下請事業者に委託しているＢ社は、放送月の前月末日に納入された情報成果物の作成に係る下請代金の支払について、「放送月の翌月末日支払」の支払制度を採っていることから、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
	放送業	番組制作等を下請事業者に委託しているＣ社は、「毎月末日納品締切、翌々月１０日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	放送業	テレビ番組等の制作を下請事業者に委託しているＤ社は､発注担当者等を通じて､下請事業者に対し､自社が主催するイベントのチケット等の購入を要請していた。
	放送業	テレビ番組制作を下請事業者に委託しているＥ社は、外注担当者が下請事業者に対し、自社のテレビＣＭの利用を要請していた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	放送業	放送番組の制作等を下請事業者に委託しているＦ社は、ゴルフ大会等自社が主催するイベントのチケット販売業務を下請事業者に無償で行わせていた。

情報サービス業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	情報サービス業	システム開発を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を自社の希望単価まで引き下げて定めていた。 ソフトウェアの制作を下請事業者に委託しているｊ社は、下請事業者と十分協議することなく、自社の目標額をもって下請代金の額を定めていた。
	情報処理・提供サービス業	システムの企画及びソフトウェアの設計・開発等を下請事業者に委託しているＢ社は、発注希望額を下請事業者に提示し、下請事業者と十分な協議を行わず、下請事業者が提出した見積書よりも低い金額で一方的に下請代金の額を自社の希望価格まで引き下げて定めていた。

不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第４条第２項第４号）	情報サービス業	システムプログラム開発等を下請事業者に委託しているＣ社は、下請事業者の責めに帰すべき理由がなく委託内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の一部を下請事業者に負担させていた。
	情報提供サービス業	顧客に販売する情報の印刷を下請事業者に委託しているＤ社は、取引先からの発注内容の変更を理由として、下請事業者が当該発注のために要した費用を全額負担せずに発注の変更を行っていた。
受領拒否（第４条第１項第１号）	情報サービス業	設計図面の作成を下請事業者に委託しているＥ社は、発注元の都合による仕様等の変更を理由として、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。
下請代金の支払遅延（第４条第１項第２号）	情報サービス業	プログラム等の作成を下請事業者に委託しているＦ社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
	ソフトウェア・サービス業	情報成果物を下請事業者に委託しているＧ社は、メールによる発注を行っていたが、納期を定めずに発注した上、下請事業者の給付を受領してから 60 日を越えて下請代金を支払っていた。

映像・音声・文字情報制作業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第４条第２項第４号）	映像・音声・文字情報制作業	自社が発行する雑誌の記事等の制作を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者の責に帰すべき理由がなく発注後に発注する頁数を変更（削減）したにもかかわらず、当該下請事業者が既に制作していた当該削減頁分に係る費用を負担していなかった。
下請代金の支払遅延（第４条第１項第２号）	映像・音声・文字情報制作業	自社が発行する雑誌の記事等の制作を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者からの給付を受領しているにもかからず、支払期日に下請代金を支払っていなかった。
	映像・音声・文字情報制作業	映像等の制作を下請事業者に委託しているＣ社は、「納品後６０日支払」の支払制度を採っているが、下請事業者からの請求書の受領日を起算日としているため、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。

（3）運輸業

道路旅客運送業		
製造委託及び修理委託関係		
購入・利用強制	道路旅客運送業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＡ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の子会社が販売する歳暮用商品の購入を要請していた。

道路貨物運送業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者に対し、従来の下請代金の額よりも引き下げた額を提示しなければ、従来よりも発注数量を減らすことを示唆することにより、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を定めていた。
	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＢ社は、自社の目標額をもって、一方的に下請代金の額を定めていた。
	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＣ社は、従来の運送単価から一定率で単価を一方的に引き下げて下請代金の額を定めていた。
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	道路貨物運送業	貨物運送等を下請事業者に委託しているＤ社は、配送日が指定されている貨物について、同社が誤った配送指定日を下請事業者に伝えた。このため、Ｄ社は当該貨物を下請事業者に再配送させたにもかかわらず、その再配送に要した費用を一切負担しなかった。
	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＥ社は、下請事業者に対し、荷主からの発注内容が変更されたことを理由に発注内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の全額を負担させていた。
	貨物運送業	貨物運送等を下請事業者に委託しているＦ社は、取引先からの発注内容の取消しを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注内容を取り消し、下請事業者のトラック手配等の費用を負担していなかった。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	道路貨物運送業	貨物運送等を下請事業者に委託しているＧ社は、一部の下請事業者に対して、「値引き」と称して下請事業者に支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	道路貨物運送業	貨物運送等を下請事業者に委託しているＨ社は、「運賃値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請事業者に支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＩ社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、下請代金の支払時に、同社が実際に要した振込手数料を超える額を下請代金から差し引いて支払っていた。
	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＪ社は、一部の下請事業者に対して、「事務費」等と称して下請事業者に支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

	道路貨物運送業	化学製品等の運送を下請事業者に委託しているＫ社は、下請事業者に支払うべき下請代金の額から１０００円未満の端数を切り捨てて支払うことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	貨物運送業	貨物運送等を下請事業者に委託しているＬ社は、下請代金を原則として手形で支払っているが、現金での支払を希望する下請事業者に対し、自社の短期調達金利相当額を超える額を割引手数料として下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金を減じていた。
	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＭ社は、下請代金の支払について手形払いと定めているが、下請事業者から希望がある場合には、手形に代えて一時的に現金による支払を行うこととしている。その際、同社は、「割引料」と称して下請事業者に支払うべき下請代金の額から手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＮ社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（165 日）手形を交付していた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＯ社は、一部の下請事業者に対し、「毎月末日締切、翌々月 10 日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者による役務の提供を受けてから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
	貨物運送業	貨物運送等を下請事業者に委託しているＰ社は、「毎月月末締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているが、下請事業者からの請求遅れを理由に、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
	貨物運送業	貨物運送等を下請事業者に委託しているＱ社は、「毎月 15 日締切、翌々月 15 日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＲ社は、発注担当者等を通じて下請事業者に対して、自社の関連会社が販売する食料品の購入を要請していた。
	道路貨物運送業	貨物運送等を下請事業者に委託しているＳ社は、取引先荷主からの要請を受け、発注担当者が下請事業者に対し、ラーメン及びうどんの購入を要請していた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＴ社は、下請事業者に対して、自社が開催するゴルフコンペへの景品の提供を要請していた。
	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＵ社は、下請事業者に対し、当該下請事業者に委託した取引以外の貨物の積み下ろしの役務提供を要請していた。
	道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託しているＶ社は、下請事業者に対し、発注とは無関係の貨物の仕分業務を行わせるために、人員の派遣を要請していた。

水運業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	水運業	貨物運送を下請事業者に委託しているＡ社は、一部の下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から「協力値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

倉庫業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	倉庫業	倉庫内における物品の入出庫等の作業を下請事業者に委託しているＡ社は、「手数料」と称して下請事業者に支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

運輸に附帯するサービス業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	運送業・倉庫業	運送及び物品の倉庫保管等を下請事業者に委託しているＡ社は、下請代金の額を定めずに発注し、役務提供後に「協力値引き」の名目の下に見積価格を下回る単価で下請代金の額を定めていた。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	運輸に付帯するサービス業	貨物運送を下請事業者に委託しているＡ社は、大量発注が終了し、大量発注になったにもかかわらず、下請代金の見直しをせず、一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
	運輸に付帯するサービス業	貨物運送、貨物保管等を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者と協議することなく、従来の単価から一律一定率で単価を引き下げて、通常支払われる対価より低い金額で下請代金を定めていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	運輸に付帯するサービス業	貨物運送を下請事業者に委託しているＣ社は、下請代金の支払について手形払と定めているが、下請事業者から希望がある場合には、手形の交付による支払に代えて一時的に現金による支払を行うこととしている。その際、同社は、下請事業者に支払うべき下請代金の額から「割引手数料」と称して手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を差し引いていた。
	運輸に付帯するサービス業	貨物運送等を下請事業者に委託しているＤは、下請代金の支払期日に現金での支払を希望する一部の下請事業者に対して、支払うべき下請代金から割引手数料として下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	運輸に付帯するサービス業	貨物運送等を下請事業者に委託しているＥ社は、一部の下請事業者に対して、「毎月末日締切、締切後１４０日後現金払」の支払制度を採っているため、下請事業者による役務の提供を受けてから６０日を超えて下請代金を支払っていた。

（4）卸売業・小売業

繊維・衣服等卸売業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	繊維・衣服等卸売業	呉服の仕立てを下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を自社の希望単価まで引き下げて定めていた。
返品 （第４条第１項第４号）	繊維・衣服等卸売業	織物製品の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、受入検査を下請事業者に口頭で委任しているにもかかわらず、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。
	繊維・衣服等卸売業	織物等の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、納入された商品について直ちに発見できない瑕疵があったとして、当該商品を受領してから６ヶ月を超えた後に返品を行っていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	繊維製品卸売業	繊維製品の染色加工等を下請事業者に委託しているＤ社は、下請事業者に支払うべき下請代金から「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を差し引くことにより、また、手形の交付による支払に代えて現金による支払を行うに当たって、下請事業者に支払うべき下請代金から「金利引き」と称して手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える金額を差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	繊維製品卸売業	衣料品等繊維製品の製造を下請事業者に委託しているＥ社は、「割り戻し（歩引き)」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を支払うべき下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	繊維・衣服等卸売業	婦人下着等の製造を下請事業者に委託しているＦ社は、下請事業者に対し、手形期間が９０日（繊維業において認められる手形期間）を超える（９８日）手形を交付していた。
	繊維製品卸売業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているＧ社は、下請事業者に対し、手形期間が９０日を超える手形（期間１８５日）を交付していた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	繊維・衣服等卸売業	婦人服等の製造を下請事業者に委託しているＨ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、下請事業者が製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除しているため、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。
購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	繊維・衣服等卸売業	呉服の仕立て等を下請事業者に委託しているＩ社は、発注担当者が下請事業者に対して、自社が販売する呉服の購入を要請していた。

飲食料品卸売業		
製造委託及び修理委託関係		
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	食品製造販売業	食品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、一部の下請事業者に対して、「毎月２０日納品締切、翌々月１０日支払」又は「毎月２０日納品締切、翌々月２０日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。

	飲食料品卸売業	プライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者に対し、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	飲食料品卸売業	冷凍食品等の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の対価を支払わせていた。

建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		
製造委託及び修理委託関係		
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者に対し、手形期間が１２０日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（１３０日）手形を交付していた。

機械器具卸売業		
製造委託及び修理委託関係		
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	機械器具卸売業	工作機械の修理を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がなく発注内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の一部を負担させていた。
返品 （第４条第１項第４号）	機械器具卸売業	自動車用部品の製造等を下請事業者に委託しているＢ社は、自社の誤発注があったこと又は発注元からの注文が取り消されたことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	機械器具卸売業	受電設備等の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、一部の下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月５日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
	機械器具卸売業	モニター（表示装置）固定用の金具の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、一部の下請事業者に対し、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領してから60 日を超えて下請代金を支払っていた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	総合商社	工業用各種製品の製造を下請事業者に委託しているＥ社は、下請事業者に有償で原材料を支給しているが、当該原材料を用いて製造した製品の下請代金の支払期日より早期に、下請代金から当該原材料の対価を控除して支払っていた。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	機械器具卸売業	情報処理システムの運用を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、新単価の合意日前に発注したものについてまで新単価をさかのぼって適用することにより、下請代金の額を減じていた。

その他の卸売業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	その他の卸売業	石材製品の製造等を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者と十分な協議を行わず、従来の単価から一律に一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めていた。
返品 （第４条第１項第４号）	その他の卸売業	医療用品の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、小売店等の販売先から返品があったことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。
	その他の卸売業	食料品等の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、発注元からの注文が取り消されたことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	その他の卸売業	文房具等の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該文房具等の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該文房具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型を保管させていた。

各種商品小売業		
製造委託及び修理委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	各種商品小売業	総合スーパーのＡ社は、発注希望額を下請事業者に提示し、下請事業者と十分な協議を行わず、下請事業者が提出した見積書よりも低い金額で一方的に下請代金の額を自社の希望価格まで引き下げて定めていた。
受領拒否 （第４条第１項第１号）	各種商品小売業	衣料品等の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、自社の商品保管倉庫の状況を理由に、あらかじめ定めた納期に下請事業者からの給付を受領しなかった。
返品 （第４条第１項第４号）	各種商品小売業	衣料品等の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、一部の下請事業者に対し、自己の店舗における商品の入替えや顧客からのキャンセルを理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者から受領した衣料品等を引き取らせていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	大規模小売業	自社ブランド製品の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、下請代金を原則として手形で支払っている下請事業者の中で、一時的に現金での支払を希望する下請事業者に対し、自社の短期調達金利相当額を超える額を割引手数料として下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	各種商品小売業	衣料品の加工を下請事業者に委託しているＥ社は、「協賛金」と称し、下請代金から一定率を乗じて得た金額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	各種商品小売業	プライベートブランド商品の製造等を下請事業者に委託しているＦ社は、下請事業者に対し、下請事業者の直接の利益につながる根拠を明確にせずに、自社の販売業務を行わせるため、人員の派遣を要請していた。

織物・衣服・身の回り品小売業		
製造委託及び修理委託関係		
受領拒否 （第４条第１項第１号）	衣料品販売業	婦人服の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、取引先から発注をキャンセルされたことを理由として、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	衣料品販売業	ニット製品の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者に対し、手形期間が９０日を超える手形（期間１４０日）を交付していた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	衣料品販売業	ニット製品の製造を下請事業者に委託しているＣ社は、下請代金の額が５０万円以上の場合、手形払の方法を採っているが、一部の下請事業者に対しては、手形満期日に現金払の方法を採っており、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	織物・衣服・身の回り品小売業	衣料品等の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに、下請代金の支払制度と有償支給原材料の対価の決済制度を同一にしていたことから、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。

機械器具小売業		
製造委託及び修理委託関係		
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	機械器具小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者に対し、発注元からの発注が取り消されたことを理由に発注を取り消したにもかかわらず、それによって生じた費用の全額を負担させていた。
	自動車小売業	自動車の修理等を下請事業者に委託しているＢ社は、顧客からの要請を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、修理のやり直しをさせ、やり直しに必要な費用を下請事業者に負担させていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	機械器具小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＣ社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意している場合において、支払うべき下請代金の額から自社が実際に負担した振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	機械器具小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＤ社は、一部の下請取引において、自社が事務処理を行っていなかったこと又は下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
	自動車小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＥ社は、毎月２０日検収締切、翌月２５日支払の支払制度を採っているため、一部の下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	自動車小売業	自動車の修理等を下請事業者に委託しているＦ社は、外注担当者が下請事業者に対して、自社が取り扱う自動車の購入等を要請していた。
	自動車販売業	自動車の修理等を下請事業者に委託しているＧ社は、外注担当者が下請事業者に対し、自社が取扱う自動車保険への加入を要請していた。

	機械器具小売業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＨ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が提供する点検整備等の利用を要請していた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	自動車小売業	自動車の修理等を下請事業者に委託しているＩ社は、発注元からの要請を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに自動車修理のやり直しをさせ、その費用の一部を下請事業者に負担させていた。
	自動車小売業	自動車の修理等を下請事業者に委託しているＪ社は、下請事業者に対し、自社が開催するイベントの協賛金及び物品の提供を要請していた。

その他の小売業		
製造委託及び修理委託関係		
返品 （第４条第１項第４号）	小売業	自社ブランドの食器の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、自社が手配した運搬事業者を介して、下請事業者から直接自社の直販店に商品を配送しているが、直販店で受入れ検査を行ったところ、一部の商品に破損が見つかり、運送途中に毀損したものであるにもかかわらず下請事業者に返品していた。
	その他の小売業	季節商品の製造を下請事業者に委託しているＢ社は、販売時期が終了したことを理由に、下請事業者の給付を受領した後に返品をしていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	その他の小売業	書籍の組版・印刷・製本等を下請事業者に委託しているＣ社は、一部の下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から「協力金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	医薬品小売業	プライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているＤ社は、「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
有償支給原材料等の対価の早期決済 （第４条第２項第１号）	医薬品小売業	医薬品、健康食品等の製造を下請事業者に委託しているＥ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、製造加工して納品するまでの期間を考慮せずに下請代金の支払制度と有償支給原材料の対価の決済期日を同一にしているため、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。

（5）不動産業、物品賃貸業

不動産賃貸業・管理業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	不動産賃貸業・管理業	ビル、マンション等集合住宅の管理業務を下請事業者に委託しているＡ社は、次により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。 ① 一部の下請事業者に対し、支払うべき下請代金の額から「値引き」等と称して一定額を差し引くこと ② 一部の下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行い新単価を決定したが、新単価の合意日前に発注したものについてまで新単価をさかのぼって適用すること

購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	不動産賃貸業・管理業	ビルメンテナンス業務を下請事業者に委託しているＢ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社のグループ会社である飲食店の利用を要請していた。
	不動産賃貸業・管理業	ビル、マンション等集合住宅の管理業務を下請事業者に委託しているＣ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、イベントのチケットの購入を要請していた。
	不動産管理業	ビルメンテナンスを下請事業者に委託しているＤ社は、下請事業者に対し、自動車、ディナーショーのイベントチケット等を購入するよう要請していた。

（6）学術研究、専門・技術サービス

専門サービス業		
製造委託及び修理委託関係		
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	専門サービス業	健康補助食品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者に対し、「毎月 20 日納品締切、翌々々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	専門サービス業	設計図作成などを下請事業者に委託しているＢ社は、発注元からの要請を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに設計図作成のやり直しをさせ、その費用の一部を下請事業者に負担させていた。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	専門サービス業	地質調査等を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を定めていた。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	デザイン業	グラフィックデザインの作成等を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者に対し、手形期間が１２０日を超える手形を交付していた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	専門サービス業	機械設備の設計等を下請事業者に委託しているＣ社は、一部の下請取引において、「毎月 20 日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。

広告業		
製造委託及び修理委託関係		
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	広告業	ポスターの印刷等を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後にやり直しをさせたにもかかわらず、その費用を全額負担していなかった。
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	広告業	イベントの企画・運営の一部を下請事業に委託しているＢ社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日を越える（125 日）手形を交付していた。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	広告業	広告物の作成等を下請事業者に委託しているＡ社は、一部の発注において、下請事業者と協議することなく、自社の目標額をもって一方的に、通常支払われる対価より低い金額で下請代金を定めていた。
	広告業	ウェブサイトの制作等を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者に対し、発注元からの発注内容が変更されたことを理由に給付内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の一部を負担させていた。

不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	広告業	ポスター、新聞広告のデザイン等を下請事業者に委託しているＣ社は、発注元からの要請を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注内容を変更し、変更に伴う必要な費用を下請事業者に負担させていた。
	広告業	イベントの企画を下請事業者に委託しているＤ社は、顧客からの発注内容の変更を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注内容を変更し、変更に要した費用を負担していなかった。
	広告代理業	広告物の制作等を下請事業者に委託しているＥ社は、販売予測の見込み違いを理由に発注の変更を行なったが、下請事業者が変更のために要した費用を全額負担していなかった。
受領拒否 （第４条第１項第１号）	広告業	広告の企画･制作等を下請事業者に委託しているＦ社は、取引先から発注をキャンセルされたことを理由に、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。
返品 （第４条第１項第４号）	広告業	広告の制作等を下請事業者に委託しているＧ社は、取引先から発注をキャンセルされたことを理由に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに返品を行っていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	広告業	広告等の制作を下請事業者に委託しているＨ社は、下請事業者に対し、「値引」と称して下請事業者に支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	広告代理業	テレビコマーシャルの制作等を下請事業者に委託しているＩ社は、取引先からの代金の減額を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	広告業	印刷物のデザイン等の作成を下請事業者に委託しているＪ社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月 15 日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	広告業	テレビ広告等の制作を下請事業者に委託しているＫ社は、発注担当者等を通じて下請事業者に対して、自社の取引先が販売するコンサート等のチケットの購入を要請していた。
	広告業	広告の製作を下請事業者に委託しているＬ社は、発注担当者等が下請事業者に対して、自社が主催するイベント等のチケットの購入を要請していた。
	広告業	テレビ番組の制作等を下請事業者に委託しているＭ社は、下請事業者に対し、放送局等が主催する有料展示会の入場券等の購入を要請していた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	広告関連業	広告物の運送等を下請事業者に委託しているＮ社は、刊行物を制作する取引先からの依頼を受け、下請事業者に対して取引先が発行する刊行物への広告掲載を要請していた。
書類の保存（第５条）	イベント企画業	イベントの企画、運営等を下請事業者に委託しているＯ社は、下請事業者の給付の内容等必要記載事項を記載した書類を保存していなかった。

技術サービス業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	測量設計業	地質調査を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者から見積書が提出されるより早い時点において、発注金額を記載した書面を交付するいわゆる指値により、通常支払われる対価より低い金額で下請代金を定めていた。
	設計測量業	設計及び測量等を下請事業者に委託しているＢ社は、下請事業者と協議することなく、従来の単価に一律一定率で単価を引き下げて、通常支払われる対価より低い金額で下請代金を定めていた。
	土木建築サービス業	建設機械の技能講習業務の一部を下請事業者に委託しているＣ社は、下請事業者と協議することなく、従来の単価から一律一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めていた。
不当な給付内容の変更・不当なやり直し （第４条第２項第４号）	設計業	構造計算書等の作成を下請事業者に委託しているＤ社は、同社及び同社の発注元の都合を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注内容を変更し、変更に伴う必要な費用の一部を下請事業者に負担させていた。
	設計業	設計及び測量等を下請事業者に委託しているＥ社は、取引先から発注内容の変更指示を受けたことを理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注内容を変更し、変更に伴い要した費用を負担していなかった。
受領拒否 （第４条第１項第１号）	建築設計業	建築物の設計等を下請事業者に委託しているＦ社は、仕様等の変更を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、納期を延期し、あらかじめ指定した納期に下請事業者の給付を受領していなかった。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	設計業	設計図面の作成を下請事業者に委託しているＧ社は、単価引下げの合意前に発注したものについてまで新単価をさかのぼって適用することにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	技術サービス業	建築物の設計図の作成を下請事業者に委託しているＨ社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
	技術サービス業	構造計算書の作成を下請事業者に委託しているＩ社は、「発注者より入金後７日以内」の支払制度を採っているため、発注者の入金日によっては、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
	土木建築サービス業	設計図面等の作成を下請事業者に委託しているＪ社は、検収後支払を行う制度を採っているところ、検査に要する期間を考慮せずに納期日を定めているため、当該納期日を超えて検査に合格したものについて、当該給付を受領した日から６０日を超えて下請代金を支払っていた。

（7）生活関連サービス業、娯楽業

その他の生活関連サービス業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	旅行業	海外の宿泊施設等の手配業務を下請事業者に委託しているＡ社は、委託取引先の登録制を採っているが、登録された下請事業者に対し、「協定料」と称して金銭の提供を要請していた。

（8）サービス業

協同組合		
製造委託及び修理委託関係		
返品 （第４条第１項第４号）	農業協同組合	花の苗用土、挿し芽用土を下請事業者から購入しているＡ社は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、購入した商品を下請事業者に返品していた。

自動車整備業		
製造委託及び修理委託関係		
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	自動車販売・修理業	自動車の修理・整備業務を下請事業者に委託しているＡ社は、一部の事業所において、支払時に１００円未満の端数を切り捨てることにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	自動車販売・修理業	自動車の修理・整備業務を下請事業者に委託しているＢ社は、「協力金」と称して下請事業者に支払うべき下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を当該下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
	自動車販売・修理業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＣ社は、下請代金の額が一定金額以上の場合、原則として手形払いにしているが、現金での支払いを希望する下請事業者に対し、自社の短期調達金利相当額を超える額を割引手数料として下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	自動車整備業	自動車修理を下請事業者に委託しているＤ社は、「毎月末日納品締切、翌月１５日支払」の支払制度を採っているにもかかわらず、支払金額が多額の場合には、翌々月の１５日に支払っていることから、一部の下請取引において下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
	自動車販売・修理業	自動車の修理・整備業務を下請事業者に委託しているＥ社は、「毎月末日締切、翌月２０日支払」の支払制度を採っているが、事務処理の遅れ又は下請事業者からの請求遅れを理由に、下請事業者の給付を受領してから６０日を超えて下請代金を支払っていた。
購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	自動車販売・修理業	自動車の修理等を下請事業者に委託しているＦ社は、系列販売会社との共同企画である食料品、日用品等の販売キャンペーンに際して、発注担当者等が下請事業者に対し、当該商品の購入を要請していた。
	自動車販売・修理業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＧ社は、下請事業者に対し、自動車の購入を要請していた。
	自動車販売・修理業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＨ社は、外注担当者が下請事業者に対して自社が取り扱っている損害保険の利用を要請していた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	自動車販売・修理業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＩ社は、一部の下請事業者から代車を借用しているにもかかわらず、必要な費用を支払わずに無償で借用していた。
	自動車整備業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＪ社は、自社の催事に対する協賛金の提供を下請事業者に要請していた。

	自動車販売・修理業	自動車の修理を下請事業者に委託しているＫ社は、顧客からの要請を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに自動車の修理内容の変更及びやり直しをさせ、その費用を負担していなかった。
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	自動車整備業	自動車の板金塗装等を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者に対し、車両任意保険の加入を要請していた。

機械等修理業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
割引困難な手形の交付 （第４条第２項第２号）	機械等修理業	エレベータのメンテナンスを下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（135 日）手形を交付していた。

職業紹介・労働者派遣業		
製造委託及び修理委託関係		
下請代金の支払遅延 （第４条第１項第２号）	研修・人材サービス業	コーチング研修を下請事業者に委託しているＡ社は、月末締め・翌月 20 日支払いの支払制度の下、28 日に業務が提供されたものについて、支払約定日である翌月 20 日に下請代金を支払っていなかった。

その他の事業サービス業		
情報成果物作成委託及び役務提供委託関係		
買いたたき （第４条第１項第５号）	その他の事業サービス業等	清掃、設備管理等を下請事業者に委託しているＡ社は、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に下請代金の額を引き下げて定めていた。
	その他の事業サービス業	環境測定機器の修理等を下請事業者に委託しているＢ社は、納期を下請事業者に見積書を提出させた際のものから短縮したにもかかわらず、下請代金の見直しをすることなく、一方的に当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。
下請代金の減額 （第４条第１項第３号）	事業サービス業	環境分析等を下請事業者に委託しているＣ社は、作業着手後に取引先から値下げ要求があったことを理由に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	ビルメンテナンス業	清掃等のビルメンテナンス業務を下請事業者に委託しているＤ社は、単価引下げの合意が得られた下請事業者に対し、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価をさかのぼって適用し、下請事業者に支払うべき下請代金から従来の単価と新単価との差額に相当する金額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。
	建物サービス業	ビル管理等を下請事業者に委託しているＥ社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、下請代金の支払時に、同社が実際に要した振込手数料を超える額を下請代金から差し引いて支払っていた。

購入・利用強制 （第４条第１項第６号）	ビルメンテナンス業	ビルの清掃・設備保守管理を下請事業者に委託しているＦ社は、取引先からの要請を受け、外注担当者が下請事業者に対して取引先が開催する有料イベントの入場チケットの購入を要請していた。
不当な経済上の利益の提供要請 （第４条第２項第３号）	その他の事業サービス業等	プライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているＧ社は、下請事業者に対し、下請事業者の直接の利益につながる根拠を明確にせずに、自社の販売業務を行わせるため、人員の派遣を要請していた。
発注書面の不交付・記載不備 （第５条）	ビルメンテナンス業	清掃等のビルメンテナンス業務を下請事業者に委託しているＨ社は、発注時に下請事業者に対する交付を義務付けている発注内容等の必要記載事項を記載した書面を交付せずに、口頭で発注していた。

memo

下請中小企業振興法の内容

(1)　下請中小企業振興法による施策の概要

下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）の目的は，下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し，かつ，その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図ることにあり，次の４つの柱からなっている。

第１は，下請中小企業の振興のための下請事業者，親事業者のよるべき振興基準の策定とそれに定める事項についての指導及び助言である。（振興基準の詳細は(5)参照）

第２は，下請事業者の組織する事業協同組合等がその親事業者の協力を得ながら作成し，推進する振興事業計画制度である。この制度に基づく計画が適当である旨の承認を受けた場合は，金融上の優遇措置等が講じられている。

第３は，２以上の特定下請事業者（※）が，有機的に連携し，新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより，既存の親事業者以外の者との取引を開始・拡大することで，特定の親事業者への依存の状態の改善を図る特定下請連携事業計画制度である。この制度に基づく計画が適当である旨の認定を受けた場合は，金融上の優遇措置等が講じられている。

第４は，下請中小企業と親事業者との取引円滑化のための下請企業振興協会の業務の充実・強化である。下請企業振興協会の主な業務は次のとおりである。

○　下請取引のあっせんを行うこと。

○　下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ，その解決についてあっせん又は調停を行うこと。

○　下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

※特定下請事業者とは，「下請事業者のうち，その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるものにあるもの」をいう。

(2)　基本的性格

下請振興法は，下請事業者が自主的に，その事業を運営し，かつ，その能力を最も有効に発揮することができるよう体質を根本的に改善し，下請性を脱して独立性のある企業に育つために下請事業者の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置等により，その振興を図るものである。

したがって，同じく下請事業者を対象にした下請法が指導・規制法規であるのに対し，下請振興法は下請中小企業の支援法としての性格を有する法律である。

(3)　下請振興法の一部改正

親事業者の海外展開や国内での集約等が進む中、下請中小企業は厳しい状況に直面しており、顧客の需要に対応した商品・サービスの提供の展開に向けた新事業活動を行うことにより、自立

的に取引先の開拓を図ることが急務である。これらに対応するため、平成 25 年 6 月に法改正を行い、下請中小企業が連携して自立的に取引先を開拓する計画「特定下請連携事業計画」を創設し、計画の認定を受けた者に対し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講じることとした。また、振興基準において、「下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項」等の事項を追加した。（平成 25 年 6 月 21 日公布、平成 25 年 9 月 20 日施行）

○　主な改正内容

①　特定下請連携事業計画の創設

２以上の特定下請事業者が有機的に連携して新事業活動を行うことにより，特定親事業者以外の者との取引を開始・拡大し，特定親事業者への依存の状態の改善を図る計画を国が認定し支援を行う。

②　特定下請連携事業計画の認定を受けた下請中小企業に対する支援措置

・中小企業信用保険法の普通保険，無担保保険，特別小口保険の別枠化の設定

・資本金が３億円を超える下請事業者等を中小企業投資育成株式会社の投資対象に追加

③　振興基準の項目追加

特定下請連携事業計画の認定基準及び当該計画の円滑な実施のため，親事業者，下請事業者それぞれの協力・努力に関する事項として以下の項目を追加した。

・下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

・下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

また，振興基準を定めるに当たっては，小規模企業者の下請取引の実態等の事情を勘案することを明記した。

(4)　法の適用範囲

下請振興法では，「親事業者」を，資本金又は出資金（個人の場合は従業員数）が自己より小さい中小企業者に対し，次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものと定義し，「下請事業者」を，資本金等が自己より大きいものから委託を受けて，次の各号のいずれかに掲げる行為を業として行う中小企業者と定義している。

一　その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品，部品，附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者がその使用し若しくは消費する物品の製造を業として行う場合におけるその物品若しくはその半製品，部品，附属品若しくは原材料の製造

二　その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品，部品，附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理

三　その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）

四　その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物※の作成の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合

におけるその情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部
五　その者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部

※　「情報成果物」とは，次に掲げるものをいう。
一　プログラム（電子計算機に対する指令であって，一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）
二　映画，放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
三　文字，図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
四　上記のほか，これらに類するもので政令で定めるもの

下請振興法と下請法とでは法の適用範囲が次の５点において異なる。

第１は，対象となる下請取引の決め方である。

下請法は，規制法規であることから，その対象を限定する必要があるため，資本金等に一定の区分を設けて親事業者と下請事業者の関係を決めているのに対し，下請振興法は単に資本金等の大小又は従業員の大小で決めている。

第２は，建設請負の取扱いである。

建設工事に係る下請事業者保護の観点から，建設業法において下請法と類似する規定が既になされていることから，下請法では建設請負が対象取引から除外されている。一方，下請振興法は，広く下請振興を図る観点から，全ての下請取引を対象としている。

第３は，下請取引の範囲の違いである。

下請法では，金型以外の製造設備については親事業者自らが業として製造・修理している場合のみ対象となるのに対し，下請振興法では，製造設備とこれに類する器具（金型含む）については，親事業者自らが業として製造・修理しない場合も対象となる。

第４は，下請法は規制法としての性格上，１回限りの委託もその対象となるが，下請振興法は，「委託することを業として行う」と規定しているので，継続的な委託関係にあるものを対象としている。

第５は，下請法における下請事業者は個人又は法人たる事業者であるが，下請振興法における下請事業者は会社，個人，企業組合，協業組合となっている。

したがって，下請法では，公益法人や事業協同組合等も下請事業者となるが，下請振興法では，公益法人や事業協同組合等は下請事業者とはならない。

(5)　振興基準

振興基準は，下請中小企業の振興を図るため，下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として下請振興法第３条の規定に基づき，経済産業省告示で具体的内容が定められている。

また，振興基準は，主務大臣（下請事業者，親事業者の事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導，助言を行う際に用いられている。

今般の法改正に伴い，「特定下請連携事業計画」の認定基準や「下請事業者の自主的な事

業の運営の推進に関する事項」等について，振興基準の改正を行った。（平成 25 年 9 月 19 日　経済産業省告示第 198 号）

振興基準の中で親事業者の遵守すべき主な事項は次のとおりである。

① 発注分野の明確化及び発注方法の改善
② 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
③ 発注の安定化及び発注量の平準化
④ 納期の適正化
⑤ 発注の手続事務及び支給材の支給，設備器具等の貸与等に関する手続事務の円滑化，明確化
⑥ 設計，仕様書等の明確化による発注内容の明確化
⑦ 取引停止及び大幅な取引減少の場合の予告
⑧ 施設又は設備の導入，技術の向上，経営管理等の改善，事業の共同化を行う下請事業者への配慮
⑨ 電子受発注等を行う場合の下請事業者への配慮
⑩ 対価の決定方法の改善
⑪ 納品の検査の方法の改善
⑫ 支給材の支給及び設備等の貸与方法の改善
⑬ 下請代金の支払方法（一括決済方式，電子記録債権を含む。）の改善
⑭ 下請事業者の連携への協力
⑮ 海外進出等を行う場合の下請事業者への配慮
⑯ 工場移転等を行う場合の下請事業者への情報提供と支援
⑰ 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮
⑱ 下請取引に係る紛争の解決の促進
⑲ 基本契約の締結
⑳ 下請事業者の売掛債権の譲渡承諾
㉑ 知的財産の取扱いの明確化

(6) 振興事業計画

親事業者と特定下請組合等が協議して，当該下請中小企業の経営基盤の強化を図るための計画を作成し，主務大臣の承認を受けることにより金融上の支援策等が活用できる制度。

① 下請事業者の施設又は設備の導入計画
② 共同利用施設の設置計画
③ 下請事業者の技術の向上計画
④ その他共同化計画等下請事業者の振興に関する計画親事業者は，作成された計画が達成されるよう次の①～③のすべてについて計画を作成する。
① 発注分野の明確化
② 発注方法の改善
③ 取引条件の改善

振興事業計画に対する支援策は以下のとおり。

① 高度化資金貸付［中小企業基盤整備機構，都道府県］
下請中小企業者が共同で行う事業（共同利用施設の設置事業，設備リース業等）に必要な資金を無利子で貸付

② 流動資産担保保険の特例
保険の付保限度額を倍にし（２億円→４億円），保険料の引下げ（0.46%→0.29%）の特例を設けて

(7) 特定下請連携事業計画

２以上の特定下請事業者が有機的に連携して特定親事業者以外の者との取引を開始・拡大するための新事業活動を行うことで，特定親事業者への依存の状態の改善を図る計画を作成し，経済産業大臣及び主務大臣の認定を受けることにより金融上の支援策等が活用できる制度。

特定下請連携事業計画は，次の①～④を踏まえた事業内容とする必要がある。

① 組織体制
② 中核的な役割を担う者の具体的な役割の内容等
③ 知識連携と取引連携の組合せ
④ 特定親事業者以外の者の課題等に対応した製品又は役務の提供
また，特定下請事業者は、事業計画期間内（３～５年）に特定親事業者への取引依存度を年１%以上低下させる事業目標を設定する必要がある。

特定下請連携事業計画に対する支援策は以下のとおり。

① 普通保険，無担保保険，特別小口保険の限度額の別枠化等の特例
② 新事業開拓保険の限度枠の拡大の特例
③ 中小企業投資育成株式会社法の特例
資本金の額が３億円以下の株式会社または資本金の額が３億円以下の株式会社を設立しようとする時，

新株予約権，新株予約権付社債の引受け等の支援を受けることができる。

※その他，予算・金融上の支援措置（補助事業，日本政策金融公庫による融資）がある。

(8)　下請企業振興協会

下請企業振興協会は，下請振興法第 11 条に基づき下請取引の円滑化を図ることによって下請中小企業を振興しようとする旧民法上の公益法人（※）の機関で全都道府県に設置されており，「取引のあっせん」や「下請取引に関する苦情又は紛争の処理」，「下請中小企業に対する各種情報提供」等を主たる事業としている。

また，都道府県の協会の中核機関として，昭和 54 年に全国下請企業振興協会が設立され，以来，広域かつ組織的な取引のあっせん体制の強化をはじめとする下請中小企業の振興に努めている（平成 25 年４月１日より公益財団法人　全国中小企業取引振興協会へと名称変更を行った。）。

※現在は，旧民法第三十四条に基づき設立された公益法人は，「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律　第四十条」に基づき公益財団法人となって存続している。